

前払金の対象とする建設コンサルタント,

地質調査及び測量等業務委託の基準額の改正について

「柏市上下水道局公共工事の前金払取扱要領」において定める、建設コンサルタント、地質調査及び測量等業務委託の前払金の対象とする金額の見直しを行います。

1 改正内容

改正前	改正後
第2条 前金払の対象となる公共工事は、柏市上下水道局が発注する公共工事のうち、次に掲げるものとする。 (1) 建設工事又は修繕工事（以下「工事等」という。）であって、1件当たりの契約金額が130万円を超えるもの (2) 土木関係、建築関係及び補償関係の建設コンサルタント並びに測量及び地質調査に該当する業務委託（ただし、工事に関するものに限る。以下「設計等委託」という。）であって、1件当たりの契約金額が<u>500万円</u>を超えるもの	第2条 前金払の対象となる公共工事は、柏市上下水道局が発注する公共工事のうち、次に掲げるものとする。 (1) 建設工事又は修繕工事（以下「工事等」という。）であって、1件当たりの契約金額が130万円を超えるもの (2) 土木関係、建築関係及び補償関係の建設コンサルタント並びに測量等及び地質調査に該当する業務委託（ただし、工事に関するものに限る。以下「設計等委託」という。）であって、1件当たりの契約金額が<u>200万円</u>を超えるもの

2 適用時期

令和7年4月1日以後に公告を行う入札から適用します。